

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇ 告示 保険医療機関等の指定

保険薬剤師の登録

土地の用途廃止(二件)

河川保全区域の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正

◇ 教委告示 教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太田医院	米子市東町六〇	昭和四十八年四月十日
真壁医院	尾高町四六	"
佐古眼科医院	加茂町二丁目二六	"
石川内科医院	立町四丁目一九四	"
森安皮膚泌尿器科医院	中町五八の一	"
本多眼科医院	倉吉市研屋町二、四八一	"
安達医院	東伯郡東郷町中興寺三五八	"
小鹿診療所	三朝町東小鹿 一、五六九	"
米子高島屋 歯科診療所	米子市角盤町一丁目三〇	十一日
船木歯科医院	東伯郡東伯町徳万	"
有限会社 貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	一日
涌谷医院	西伯郡日吉津村日吉津 四三八ノ六	十日
		二日

鳥取県告示第百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
植田 治子	鳥薬第二七四号	昭和四十八年三月三十一日

鳥取県告示第二百八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年四月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市福庭字中井田四八〇番地先		五九・四七	道路敷
倉吉市福庭字中井田四八〇番地先		五九・四七	水路敷

鳥取県告示第二百八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年四月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市大杙字湯草田一〇二番一地先		四三・〇〇	水路敷
鳥取市大杙字湯草田一〇二番二地先		三〇・五九	水路敷
鳥取市大杙字代ノ田一〇一番地先		六〇・四八	水路敷
鳥取市大杙字代ノ田一〇〇番地先		三七・九二	水路敷

鳥取県告示第二百八十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の規定により、次の土地を河川保全区域として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	地目
鳥取市百谷字下モ山三四八〇の一の二部		二、九五〇・六	山林
字国地田一八六〇の一の二部		七八八・六	田
字大山平四七三〇の一の二部		四八・三	山林
〃		二、三〇一・七	〃
〃		二、九六七・四	〃
〃		四七六〇の一の二部	〃
〃		四七六〇の一の二部	〃
〃		六一・〇	〃

鳥取県告示第二百八十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、

位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正し、昭和四十八年四月二十三日から施行する。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立町 広島市 収納事務」を

「株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立町 広島市 収納事

株式会社山陰合同銀行横川支店 広島市横川町二丁目 広島市 収納事

務
務」
に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年四月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十八年四月二十五日 午後二時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 公立学校教職員人事について

(2) その他